

# 豊丘村国土強靱化地域計画

令和3年3月

豊丘村

# 目 次

第1章 計画の基本的事項 .....	1
第1節 策定趣旨 .....	1
第2節 計画の位置づけ .....	1
第3節 計画の目的 .....	2
第4節 計画期間 .....	2
第5節 施策の重点化 .....	2
第6節 評価・見直し .....	2
第2章 基本的な考え方 .....	3
第1節 防災面からみた豊丘村の概要 .....	3
第2節 脆弱性評価の手順 .....	5
第3節 対象とするリスク .....	6
第4節 基本目標と事前に備えるべき目標 .....	9
第3章 取り組むべき事項 .....	11
重点施策 .....	11
第1節 直接死を最大限防ぐ .....	12
第2節 救助・救急活動等が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を 確保する .....	21
第3節 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保する .....	27
第4節 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができる .....	29
第5節 経済活動を機能不全に陥らせない .....	33
第6節 二次的な被害を発生させない .....	36
第7節 被災した方々の日常の生活が迅速に戻る .....	39
資料編 .....	44

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 策定趣旨

わが国では、度重なる大規模自然災害により、その都度多くの尊い人命を失い、大きな経済的・社会的損失を受けてきました。近年では、東日本大震災や熊本地震等の大規模地震をはじめ、ゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、改めて大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつあります。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

長野県においては、こうした国の方針や過去の災害の教訓を踏まえ、平成28年3月に「長野県強靱化計画」を、平成30年3月に「第2期長野県強靱化計画」（以下「県計画」という。）を策定しています。

このような中、本村でもあらゆるリスクに対して、「強靱な豊丘村」をつくりあげていくため、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に「豊丘村国土強靱化地域計画」を策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画です。また、本計画は、本村の行政運営の指針となる豊丘村総合振興計画との整合を図りながら、分野別・個別計画の国土強靱化に関する施策の指針となる計画です。

### 第3節 計画の目的

---

村民の一番の思いは、災害により生命・財産を失わないことにあります。また、県の調査結果では、災害時において最も心配することは、食料・飲料水・エネルギー・日用品の確保が困難になることです。

このため、行政のみならず、村民、企業も生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化を意識することが必要です。

本計画は、災害の教訓を踏まえ、行政、村民、企業が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。

### 第4節 計画期間

---

計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

### 第5節 施策の重点化

---

限られた財政状況の中で、効果的・効率的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位が高いものについて、重点化しながら進める必要があります。本村では、第3章「取り組むべき事項」の中から、15の重点項目を定めています。

### 第6節 評価・見直し

---

計画を効率的かつ効果的に推進するため、それらの施策や数値の達成状況を評価し、今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直し（改善）を図ることが重要です。PDCA サイクルにより、それまで認識されず早急な整理が必要な問題点（脆弱性）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 第2章 基本的な考え方

### 第1節 防災面からみた豊丘村の概要

#### 1 自然的条件

##### (1) 地形

豊丘村は、長野県下伊那郡の北部、伊那谷を南北に流れる天竜川の東岸に位置し、東は伊那山脈を境として大鹿村、上村に続き、南は高関山を境に喬木村と接しています。また、西は天竜川を隔てて高森町、松川町に相對し、北は間沢川を挟んで松川町生田に接しています。総面積は76.79km<sup>2</sup>で、東西10.5km、南北7.5kmの地形は、山林がほぼ80%を占め、集落の形成は天竜川沿岸の下段地域、河岸段丘を重ねる中段地域及び山間地帯に大別されます。

地質は、天竜川の沖積地帯（下段）、伊那層上に火山灰を堆積した洪積台地（中段）、花崗岩の基盤上砂質土で覆った山間地帯（上段）から成っており、伊那山脈に源を發する壬生沢川、虻川、漆沢川、芦部川、寺沢川、市ノ沢川、間沢川の一級河川が、いずれも段丘を横断して溪谷をつくり、天竜川に注ぐなど起伏に富んでいます。

##### (2) 気候

豊丘村の気候は、内陸部に位置することから東日本区の中央高原区に属していますが、表日本東海型気候を混有する特異な地帯で、気温の日格差が大きいのが特徴となっています。

また、四季の変化が明瞭で、年間の降水量は約1,600mmで、梅雨期、秋霜期に集中しており、冬は比較的温暖で雪が少ない気候となっています。

山間盆地としては住みよい気候ですが、年平均気温は天竜川沿岸が比較的暖かく、山間地は標高が高くなるにつれて順次気温は低くなるというように、地区による気候の違いもみられます。

## 2 社会的条件

### (1) 人口分布

豊丘村の人口は、約 6,700 人であり、やや減少傾向にあります。人口密度は 1 km<sup>2</sup> あたり約 87 人であり、天竜川に沿う平坦地（主に河野区、田村区、林区、伴野区）を中心に集中しており、当該 4 地区で人口の約 9 割を占めています。

また、高齢者（65 歳以上）の総人口に占める割合は 33.9%（令和 2 年国勢調査）であり、高齢化が進んでいます。

### (2) 道路の位置等

道路は、地形的な制約から扇状に展開し、そのほとんどが山間部を走っています。村の天竜川沿岸地帯を主要地方道の県道伊那生田飯田線及び村道竜東一貫道路が南北に通る、それに直交して県道市田停車場線が通っており、また、河岸段丘地帯を村道中央線が南北に通過し、この 4 路線が村の広域道路体型の骨格となっています。

幹線道路としては上記のほかに、村道黒谷線、長沢線、佐原線、福島線、壬生沢線、中央横断線、河野新田横断線、舞台線、林新田取付線、城見田線、県道長沢田村線、市ノ沢山吹停車場線があります。

## 第2節 脆弱性評価の手順

---

国土強靱化基本法第9条においては、国土強靱化に関する施策は、国土強靱化を図る上で必要な事項を明らかにするために大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った上で策定及び実施されるものとして規定されており、国の基本計画及び県計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本村としても、強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国及び長野県を参考に、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を実施しました。

- (1) 「対象とするリスク（自然災害）」の設定
- (2) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定
- (3) 「施策分野」の設定  
「起きてはならない最悪の事態」ごとにこれを回避するための施策分野の洗い出し
- (4) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析・評価と課題の抽出
- (5) (4) に対する施策を検討

この評価結果については、第3章「取り組むべき事項」の「脆弱性評価」に記載しています。

本計画は、この手順を基に強靱化に取り組むため、本村が設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに、脆弱性評価、施策、重要業績指標を記載しています。

### 第3節 対象とするリスク

想定するリスクには、自然災害のみならず大規模事故等も考えられますが、県計画が大規模自然災害のみを対象としていることや、本村の過去の災害や、地域特性から、本計画で想定するリスクは大規模自然災害を対象とします。

#### 1 豊丘村の災害履歴

##### (1) 地震災害履歴

年代（西暦）	月	規模	被害内容
永享5年(1433)	9	M7<	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。
明応7年(1498)	8	M8.4	東海沖の巨大地震で、下伊那でも被害があったと考えられる。
天正13年(1586)	1	M7.8	天正地震。複数震源の直下型巨大地震で、下伊那でも土砂災害があった。
寛文2年(1662)	5	M7.6	琵琶湖付近が震源の直下型地震で、信濃でも被害があった。
元禄16年(1703)	11	M8.0	元禄地震。相模湾が震源。伊那谷でも倒壊家屋あり。
宝永4年(1707)	10	M8.4	東南海沖震源の最大級の地震。飯田の被害は歴史上最大。落石等多数発生。
享保3年(1718)	7	M7.0	遠山地震。南信濃村付近が震源。山崩、跳び石で死者50余。中央構造線の活動。
享保10年(1725)	7	M6.5	諏訪、高遠付近が震源。遠山地震と同様に中央構造線の活動による。
安政1年(1854)	11	M8.4	安政東海地震。飯田で死者34人。32時間後に安政南海地震発生。
明治24年(1891)	10	M8.0	濃尾地震。最大級の直下型地震。飯田でも地面に亀裂など。山崩れ多数。
大正12年(1923)	9	M7.9	関東大震災。飯田地方で壁に亀裂。
昭和19年(1944)	12	M7.9	東南海地震。飯田は震度4。落石で飯田線が不通になった。

※M=マグニチュード

(資料：豊丘村防災アセスメント調査報告書)



## (2) 風水害履歴

年代（西暦）	月	被害内容
昭和36年(1961)	6	梅雨前線豪雨により死者3名。全半壊家屋43戸、流失家屋25戸。
昭和42年(1967)	7	台風10号による風水害により、農業用施設に災害。
昭和43年(1968)	8	台風10号により公共土木施設等に災害。
昭和44年(1969)	8	台風7号により公共土木施設等に災害。
昭和45年(1970)	6	梅雨前線集中豪雨により、土砂が流入した家屋3戸。
昭和46年(1971)	7	台風13号により、公共土木施設等に災害。
昭和47年(1972)	7	台風6号により、公共土木施設等に災害。
昭和48年(1973)	6	梅雨前線集中豪雨により、公共土木施設等に災害。
昭和49年(1974)	7	台風14号により、公共土木施設等に災害。
昭和52年(1977)	6	大雨降ひょうにより、農業用施設等に被害。
昭和54年(1979)	9	台風16号により、農作物に被害。
昭和56年(1981)	7	雷雨集中豪雨による災害。
昭和56年(1981)	10	10月豪雨による災害。
昭和57年(1982)	8	台風10号による風水害。
昭和57年(1982)	9	台風18号による風水害。
昭和58年(1983)	9	台風10号により、全半壊家屋21戸。
昭和63年(1988)	9	集中豪雨による災害。
平成3年(1991)	9	台風18号による風水害。
平成10年(1998)	9	台風5、7、8号による風水害。
平成20年(2008)	8	降ひょうにより、農作物、農業用施設等に被害。
令和2年(2020)	7	令和2年7月豪雨により、公共土木施設、農業用施設等に被害。

(資料：豊丘村防災アセスメント調査報告書)

## 2 対象とする大規模自然災害

本計画で対象とする自然災害は、国の基本計画や県計画で示されている大規模自然災害を参考としながら、本村の特性を踏まえ、以下のように設定します。

### (1) 地震災害

想定する規模等	M 7～8 程度、最大震度 6 強を想定
本村の災害特性	村全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等

### (2) 土砂災害・水害

想定する規模等	記録的な大雨等による大規模土砂災害・水害を想定
本村の災害特性	天竜川、虻川、芦部川、寺沢川、間沢川等の氾濫、山間部の土砂災害

### (3) 暴風雪・大雪

想定する規模等	記録的な暴風雪や大雪による大規模雪害を想定
本村の災害特性	村内全域における人的被害及び家屋等の被害

### (4) 暴風災害

想定する規模等	記録的な暴風による被害
本村の災害特性	暴風による家屋等の倒壊や停電、倒木による道路の寸断等

### (5) 複合災害

想定する規模等	大規模地震や大雨による洪水などが同時または連続して発生する被害
本村の災害特性	上記の複合災害

## 第4節 基本目標と事前に備えるべき目標

---

### 1 基本目標

本計画の基本目標は、国の基本計画及び県計画を踏まえ、以下のように設定します。

「命、暮らし、財産を守り、速やかな復旧・復興を実現するとよおか」

### 2 事前に備えるべき目標

国土強靱化の基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標として、国の基本計画及び県計画を踏まえ以下の7つを設定します。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急活動等が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保する
- (4) 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができる
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) 二次的な被害を発生させない
- (7) 被災した方々の日常の生活が迅速に戻る

### 3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」や、県計画で設定されている7つの基本目標と32の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、村の地域特性等を踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」と25の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物等の倒壊による死傷者の発生
	1-2	住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-3	河川の氾濫に伴う死傷者の発生、住宅などの建物の浸水
	1-4	土砂災害等による死傷者の発生
	1-5	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 救助・救急活動等が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	長期にわたる孤立集落の発生
	2-2	警察、消防等の機能停止による救助・救急活動等の不足
	2-3	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足、支援ルート等の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-4	被災地における感染症等の大規模発生
	2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保する	3-1	村職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-2	通信インフラ・通信サービスの機能停止
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができる	4-1	エネルギー供給機能の長期停止
	4-2	上下水道の長期間にわたる機能停止
	4-3	基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業活動等の停滞
	5-2	食料等の安定供給の停滞
6 二次的な被害を発生させない	6-1	土砂災害による二次災害の発生
	6-2	有害物質の大規模拡散・流出
	6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	6-4	風評被害や信用不安が地域経済等へ甚大な影響を及ぼす事態
7 被災した方々の日常生活が迅速に戻る	7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	被災者の住宅の確保ができず、生活再建が大幅に遅れる事態
	7-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 第3章 取り組むべき事項

第3章では第2章で設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに、「脆弱性評価」、「施策」「重要業績指標」で構成しています。

冒頭に本計画期間中で特に取り組むべき重点施策を記載しています。

### 重点施策

ここでは、本村での被害想定の大きさや、地域経済に与える影響の大きさ、そして、脆弱性を回避するために、本村が担うべき役割の大きさを基準とし、以下の重点施策を設定しています。

起きてはならない最悪の事態		重点施策
1-1	住宅・建物等の倒壊による死傷者の発生	○建物の耐震化
1-3	河川の氾濫に伴う死傷者の発生、住宅などの建物の浸水	○治水対策の推進 ○危険箇所と避難方法の周知(水害)
1-4	土砂災害等による死傷者の発生	○土砂災害の防止 ○災害を防ぐ森林の整備 ○危険箇所と避難方法の周知(土砂災害)
1-5	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	○行政情報伝達体制の強化 ○住民等への情報伝達の強化
2-1	長期にわたる孤立集落の発生	○災害発生時の道路交通の確保 ○災害に強い道路網の整備
2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○被災者の状態に応じた避難所の運営
4-2	上下水道の長期間にわたる機能停止	○水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 ○下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進
5-2	食料等の安定供給の停滞	○農業生産基盤の整備
7-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○地域の防災活動の支援

## 第1節 直接死を最大限防ぐ

### 起きてはならない最悪の事態

#### 1-1 住宅・建物等の倒壊による死傷者の発生

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)建物の耐震化</b></p> <p>長野県が平成 25 年から 26 年にかけて実施した地震被害想定調査の結果によると、本村で最も被害の大きいケースにおいて、死者は数人、重傷者は 50 人、建物の全壊被害は 60 棟と推定されています。</p> <p>これらの被害をできうる限りなくすために、建物の耐震化を実施することが必要です。</p> <p>本村では、住民向けの住宅耐震診断と耐震改修の補助事業を実施しており、住宅耐震診断については希望者全員に実施できているものの、耐震改修については個人負担も大きくなるため、改修が実施できていない場合もあります。</p> <p>また、家具の転倒防止対策も、死傷者の数を減らすことになるため、重要な取組と考えられます。</p> <p>公共施設については、耐震化率は 97%（令和 2 年度末）となっており、すべての建物の耐震化が求められています。</p>	<p><b>(1)建物の耐震化</b></p> <p>住民向けの住宅耐震診断と耐震改修の補助事業を引き続き推進するとともに、家具転倒防止対策の必要性について周知に努めます。</p> <p>公共施設の耐震化にも引き続き取り組み、安全性の確保に努めます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○住宅・建築物耐震改修促進事業</li><li>○家具転倒防止対策事業</li><li>○小学校法面防災工事</li></ul>

脆弱性評価	施策
<p><b>(2)危険な建物・構築物の管理</b></p> <p>空き家となり使われなくなった建物は急速に老朽化していくため、小さな地震でも倒壊の危険性が高くなります。本村には現在、100軒以上の空き家が確認されています。このため、所有者に対応を促すことはもとより、解体の補助等を適切に行っていくことが求められています。</p>	<p><b>(2)危険な建物・構築物の管理</b></p> <p>現在、村では空き家に対し優先順位をつけて対応をしており、引き続き、周辺住民の要望等を踏まえつつ、解体の補助等を実施していきます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <p>○緊急空き家解体事業</p>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
住宅の耐震改修実施率	土木係	69.0%	80.0%	
公共施設の耐震化率	総務係	97%	98%	

起きてはならない最悪の事態

1-2 住宅密集地の火災による死傷者の発生

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)初期消火体制の強化</b></p> <p>大規模地震などによる火災は同時多発的に起こることが予想されるため、火災による被害を小さくするには、初期消火が重要となります。初期消火等が実行できるよう、自主消防組織等の育成が求められており、本村では現在全9地区のうち6地区で自主消防組織が結成されています。今後、すべての地区での結成が求められています。</p>	<p><b>(1)初期消火体制の強化</b></p> <p>本村のすべての地区での自主消防組織の結成を促すとともに、住民一人ひとりの火災を未然に防ぐ取組と火災への初期対応が可能となる知識の普及を図ります。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自主消防組織の支援</li> <li>○自らつくる地域づくり事業</li> <li>○消防訓練等の実施</li> </ul>
<p><b>(2)消防力の維持</b></p> <p>地域に密着し火災をはじめとする災害時に重要な役割を果たす消防団は、担い手不足が課題となっています。消防力の維持のため、消防団の確保に努めるとともに、継続的な装備の更新などが必要です。</p>	<p><b>(2)消防力の維持</b></p> <p>消防団の機能維持と強化に向け、消防団の訓練等の実施、消防団員の確保に努めます。また、消防車両や消防設備の更新を行い、消防力の維持・強化に努めます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団の訓練等の支援</li> <li>○消防設備・備品の更新</li> </ul>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
自主消防組織の結成率	総務係	66%	77%	
消防団員の充足率	総務係	60%	62%	



脆弱性評価	施策
<p><b>(1)治水対策の推進</b></p> <p>村の管理する河川は主に山間部に位置し、治山事業と合わせて整備していく必要があります。</p> <p>また、国や県が管理する河川については、必要に応じて整備の要請を行っていくことが求められています。</p> <p>これに加え、近年の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う「流域治水」に取り組む必要があります。</p>	<p><b>(1)治水対策の推進</b></p> <p>山間部に位置する河川については、治山事業と連携し整備を推進します。</p> <p>また、国や県が管理する河川については、適切な整備の要請を実施していきます。</p> <p>さらに、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う「流域治水」にも取り組みます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○河川の維持・改修</li> <li>○治山事業</li> </ul>
<p><b>(2)危険箇所と避難方法の周知(水害)</b></p> <p>浸水想定区域については防災マップに掲載しており、またホームページからも閲覧できるようにしています。</p> <p>これらを住民が把握し、避難行動の際に活用できるよう、周知徹底が求められています。</p> <p>住民参加の防災訓練については、定期的を実施していますが、地区により取組の濃淡があり、すべての地区でより効果的な訓練となるような工夫が求められています。</p>	<p><b>(2)危険箇所と避難方法の周知(水害)</b></p> <p>防災マップについては、常に最新のデータを掲載するよう、適宜更新に努めます。</p> <p>浸水想定区域について、防災マップを活用した周知・啓発を行うとともに、水害発生時の避難方法に関する講習や訓練の実施に努めます。住民参加の防災訓練については、型にはまった訓練となり形骸化しないよう、工夫を図ります。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災マップの更新と配布</li> <li>○住民参加の防災訓練の実施</li> </ul>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
ハザードマップの更新	総務係	平成 30 年度 更新	適時更新	
防災訓練への住民の参加 数	総務係	1,927 人	2,100 人	

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)土砂災害の防止</b></p> <p>本村には、土砂災害危険区域が多数指定されており、その区域内にある人家等に土砂災害が及ばないよう、危険箇所の整備が求められています。</p>	<p><b>(1)土砂災害の防止</b></p> <p>土砂災害の防止のため、土砂災害危険箇所の整備を推進します。急傾斜地崩壊対策事業の対象となる箇所については、県に対し事業の要請を行っていきます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合的な土砂災害の防止</li> </ul>
<p><b>(2)災害を防ぐ森林の整備</b></p> <p>森林は、適切な管理を行うことでその多面的機能を発揮することができ、土砂災害等の発生リスクを低下させることにつながります。このため、森林の適切な管理と整備が必要です。</p>	<p><b>(2)災害を防ぐ森林の整備</b></p> <p>森林が持つ多面的機能が発揮されるよう、村の森林整備計画に基づき、森林の適正管理に努めます。</p> <p>また、送電線等ライフライン周辺で倒木の危険のある立木等の伐採を実施します。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○森林整備事業支援対策</li> <li>○治山事業</li> <li>○森林経営管理制度</li> <li>○松林健全化推進事業（予防と駆除）</li> <li>○ライフライン等保全対策（県事業）</li> <li>○緊急自然災害防止対策事業</li> </ul>

脆弱性評価	施策
<p><b>(3)危険箇所と避難方法の周知(土砂災害)</b></p> <p>土砂災害危険区域については防災マップに掲載しており、またホームページからも閲覧できるようにしています。</p> <p>これらを住民が把握し、避難行動の際に活用できるよう、周知徹底が求められています。</p> <p>住民参加の防災訓練については、定期的に実施していますが、地区により取組の濃淡があり、すべての地区でより効果的な訓練となるような工夫が求められています。</p>	<p><b>(3)危険箇所と避難方法の周知(土砂災害)</b></p> <p>防災マップについては、常に最新のデータを掲載するよう、適宜更新に努めます。</p> <p>土砂災害危険区域について、防災マップを活用した周知・啓発を行うとともに、地震及び土砂災害発生時の避難方法に関する講習や訓練の実施に努めます。住民参加の防災訓練については、型にはまった訓練となり形骸化しないよう、工夫を図ります</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災マップの更新と配布</li> <li>○住民参加の防災訓練の実施〔再掲〕</li> </ul>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
森林整備面積	商工林務係	15ha	35ha	
ハザードマップの更新	総務係	平成30年度更新	適時更新	再掲

起きてはならない最悪の事態

1-5 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)行政情報伝達体制の強化</b></p> <p>災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、県、村、防災関係機関の間の通信を確保するとともに、設備の適切な保守管理と通信を行う職員が災害時の通信ネットワークの操作等に習熟しておく必要があります。</p>	<p><b>(1)行政情報伝達体制の強化</b></p> <p>大規模災害を想定した通信ネットワークの確保について、適切な保守点検を実施するとともに、職員の研修や訓練等を実施することで、的確な情報収集と伝達体制の強化を図ります。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○長野県防災業線無線の保守点検</li> <li>○通信体制についての防災訓練の実施</li> </ul>
<p><b>(2)住民等への情報伝達の強化</b></p> <p>住民等のそれぞれの置かれている状況や情報収集力に配慮しながら、災害時には多様な伝達手段を確保することが求められています。</p> <p>行政防災無線、緊急メール配信システムを中心としながら、SNSや防災アプリ、村のホームページ、ケーブルテレビなど、多様な方法での情報伝達手段を確保し、また通信技術の進歩を取り込みながら、その時々により最適な情報伝達体制を構築することが求められています。</p>	<p><b>(2)住民等への情報伝達の強化</b></p> <p>要配慮者や観光客なども想定しながら、すべての住民等が災害時に情報にアクセスできる情報伝達体制の構築を図ります。</p> <p>また、時代に即した通信体制の維持・強化に努め、令和4年に迎える行政防災無線の更新について最適な通信体制を検討し、より効率的効果的な体制を構築していきます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災アプリの構築</li> <li>○SNS等を活用した情報発信</li> </ul>

脆弱性評価	施策
<p><b>(3)住民や地域社会の主体的な避難行動の支援</b></p> <p>大規模災害時においても、住民は主体的な判断のもと、被害を受けないよう迅速かつ適切な避難行動を行うことが必要です。</p> <p>また、避難行動に制約がある人を考慮し、要配慮者の支援体制を確立しておくことが求められています。</p>	<p><b>(3)住民や地域社会の主体的な避難行動の支援</b></p> <p>大規模災害時においても、冷静で主体的な判断ができるよう、住民の防災訓練等を実施し、被害軽減を図ります。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿の更新を随時行いつつ、災害時住民支え合いマップと連携させ、要支援者等の災害時の支援体制を確立します。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民参加の防災訓練の実施〔再掲〕</li> <li>○災害時住民支え合いマップ作成事業</li> <li>○避難行動要支援者名簿の更新</li> </ul>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
防災アプリ登録者数	総務係	R3年度に構築	1,500件	
防災訓練への住民の参加数	総務係	1,927人	2,100人	再掲

## 第2節 救助・救急活動等が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

### 起きてはならない最悪の事態

#### 2-1 長期にわたる孤立集落の発生

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)災害発生時の道路交通の確保</b></p> <p>災害発生時に、落下物等により道路がふさがれたり、あるいは道路や橋梁が損壊したりすると、緊急車両や生活物資運搬車両の通行に支障が生じる恐れがあります。このため、速やかに道路機能を復旧できるよう体制づくりに取り組むことが求められています。</p>	<p><b>(1)災害発生時の道路交通の確保</b></p> <p>道路啓開にあたる事業者との協定を維持・強化するとともに、道路啓開の手順の確認や訓練に取り組み、道路の迅速な復旧ができる体制づくりを推進します。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路事業者との協定維持</li> <li>○道路啓開の訓練</li> </ul>
<p><b>(2)緊急時の輸送体制の確立</b></p> <p>道路が不通となり緊急車両の通行ができない場合に、外部からの応援を迅速に受け入れるため、道路を用いない緊急時の輸送体制を確保していくことが必要です。</p>	<p><b>(2)緊急時の輸送体制の確立</b></p> <p>道路による通行ができない場合に、ヘリコプターの応援を要請します。そのため、災害時の緊急用ヘリコプターの離発着場の維持管理に努めます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ヘリコプター運用計画の推進</li> </ul>
<p><b>(3)災害に強い道路網の整備</b></p> <p>大規模災害が起きても、できるだけ道路が不通とならないよう、災害に強い道路網を整備していくことが必要です。</p>	<p><b>(3)災害に強い道路網の整備</b></p> <p>大規模災害が起きても、道路や橋梁が損壊せず、法面の崩落などが起きないように、緊急輸送路上にある道路や橋梁等の修繕と耐震化等を図ります。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路整備事業</li> <li>○橋梁整備事業</li> <li>○緊急自然災害防止対策事業</li> </ul>

脆弱性評価	施策
<p><b>(4)孤立予想集落での備え</b> 道路等の不通により、孤立が予想される集落においては、食料や飲料水等の計画的な備蓄が必要です。</p>	<p><b>(4)孤立予想集落での備え</b> 孤立が予想される地区においては、長期間の孤立に備え、食料や飲料水の備蓄を推進します。また、各世帯での備蓄を行うよう、住民への周知を実施します。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b> ○孤立防止対策の推進</p>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
道路改良率	土木係	38.2%	40.0%	
災害用ヘリポート数	総務係	2か所	現状維持	



起きてはならない最悪の事態

2-2 警察、消防等の機能停止による救助・救急活動等の不足

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)自主防犯活動の促進</b></p> <p>警察機能が低下した場合、無人となった住宅や店舗等を狙った窃盗や、その他の犯罪行為が発生する恐れがあります。そのような場合に、自主防犯活動が行えるよう、日頃から地域コミュニティ活動の活性化が必要です。</p>	<p><b>(1)自主防犯活動の促進</b></p> <p>災害時に、地域の治安維持のため、自主防犯活動が行えるよう、自主防災組織等への支援を行います。また防災訓練等において、災害時の予想される治安悪化等についての情報提供等を行います。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織の支援</li> <li>○住民参加の避難訓練の実施</li> </ul>
<p><b>(2)受援体制の強化</b></p> <p>警察や消防等の機能が停止した場合、各種応援協定に基づく他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受け入れ体制を構築することが求められています。</p>	<p><b>(2)受援体制の強化</b></p> <p>各種応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、様々な救援・救助部隊の活動を円滑に受け入れるため、策定された受援計画等を必要に応じて見直しを行います。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○受援計画の見直し</li> </ul>
<p><b>(3)初期消火体制の強化〔再掲〕</b></p>	<p><b>(3)初期消火体制の強化〔再掲〕</b></p>
<p><b>(4)消防力の維持〔再掲〕</b></p>	<p><b>(4)消防力の維持〔再掲〕</b></p>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
自主防災組織の結成率	総務係	100%	100%	
受援計画の見直し	総務係	R2年度策定	適時見直し	

起きてはならない最悪の事態

2-3 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足、支援ルート等の途絶による医療・福祉機能の麻痺

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)災害時の医療体制の確保</b></p> <p>災害時に通常の医療機関の対応が期待できない場合は、救護所を開設する必要があるため、様々な状況を想定した開設手順の確認等が必要です。</p> <p>また、災害時の医療救護の応援協定として飯伊地区包括医療協議会との間で協定を締結しており、災害時に機能するよう、内容の確認と必要に応じた見直しが必要です。</p>	<p><b>(1)災害時の医療体制の確保</b></p> <p>災害時の救護所の開設を迅速に行うことができるよう、開設手順や事務分担の確認を随時行います。</p> <p>また、医療救護の応援協定についても、災害時に機能するよう、必要に応じて見直し等に努めます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救護所開設マニュアルの作成</li> <li>○医療救護の応援協定の確認</li> </ul>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
救護所設置マニュアルの作成	総務係	未策定	R7年度までに作成	

起きてはならない最悪の事態

2-4 被災地における感染症等の大規模発生

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)災害時における感染予防対策の構築</b>                      新型コロナウイルスのような感染力の強い感染症が生じることがあるため、避難所をはじめ、被災地区における感染症対策をあらかじめ準備しておくことが必要です。</p>	<p><b>(1)災害時における感染予防対策の構築</b>                      災害時における感染予防対策マニュアル等の作成に取り組み、事務所掌や関係部署等の連携を確立します。また新型コロナウイルス等を想定した避難所運営を確立します。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の感染予防対策の推進</li> <li>○感染症予防対策を踏まえた防災訓練の実施</li> </ul>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
感染予防対策マニュアルの作成	保健衛生係	未策定	R7年度までに作成	
感染症予防対策を踏まえた防災訓練の実施	保健衛生係	年1回実施	現状維持	

起きてはならない最悪の事態

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)被災者の状態に応じた避難所の運営</b>                      避難所運営においては、住民のプライバシー等を適切に保ちつつ、高齢者、障害者、児童、疾病者、外国籍住民といった災害対応能力の弱い方への配慮が必要です。                      また、福祉避難所の指定はできており、福祉避難所の運営マニュアル等の作成が必要となっています。</p>	<p><b>(1)被災者の状態に応じた避難所の運営</b>                      避難所に指定されている施設について、耐用年数を超えている施設については更新を検討し、また、要配慮者に必要と考えられる設備等について継続的に検討していきます。                      さらに、福祉避難所の運営マニュアル等の作成に取り組みます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b>                      ○避難所の設備等の整備                      ○福祉避難所運営マニュアル等の作成</p>
<p><b>(2)健康維持のための体制整備</b>                      避難生活が長期化する場合、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されます。避難所では心と体の両面から、健康状態の悪化を防止する必要があります。</p>	<p><b>(2)健康維持のための体制整備</b>                      健康相談等を実施し、被災者の心と体の健康維持を支援します。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b>                      ○災害時の健康相談の実施</p>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
福祉避難所運営マニュアルの作成	福祉係	未策定	R3年度策定	
福祉避難所数	福祉係	6か所	6か所	

### 第3節 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保する

#### 起きてはならない最悪の事態

#### 3-1 村職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)行政の業務継続体制の整備</b></p> <p>大規模自然災の発生時には、村役場庁舎や職員も被災し、災害応急対策の遅れが生じる可能性があります。このため、業務継続計画を定期的に見直し、災害時の業務継続体制を整備しておくことが必要です。</p> <p>また、庁舎内の非常用電源等の災害時に必要な設備についても定期的な保守点検により、機能を維持することが必要です。</p>	<p><b>(1)行政の業務継続体制の整備</b></p> <p>策定している業務継続計画や職員初動マニュアル等について、更新・見直しを実施していきます。</p> <p>また、災害時に必要な庁舎内の設備等について、定期的な保守点検を確実に実施していきます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務継続計画等の更新</li> <li>○災害時に必要となる庁舎内設備の保守点検</li> </ul>
<p><b>(2)村職員の災害時対応力の向上</b></p> <p>大規模災害時でも、職員が的確な行動がとれるよう、防災訓練や研修・講習会等を実施することで、災害時対応力を継続的に向上させていくことが必要です。</p>	<p><b>(2)村職員の災害時対応力の向上</b></p> <p>防災訓練や、研修・講習会等を実施し、職員の災害時対応力の継続的な向上を図ります。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練の実施</li> <li>○職員研修・講習会等の実施</li> </ul>
<p><b>(3)受援体制の強化〔再掲〕</b></p>	<p><b>(3)受援体制の強化〔再掲〕</b></p>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
業務継続計画の更新	総務係	H29年度策定	適宜見直し	
防災訓練の実施	総務係	年1回実施	現状維持	

起きてはならない最悪の事態

3-2 通信インフラ・通信サービスの機能停止

脆弱性評価	施策
(1)行政情報伝達体制の強化〔再掲〕	(1)行政情報伝達体制の強化〔再掲〕
(2)住民等への情報伝達の強化〔再掲〕	(2)住民等への情報伝達の強化〔再掲〕
(3)住民や地域社会の主体的な避難行動の支援〔再掲〕	(3)住民や地域社会の主体的な避難行動の支援〔再掲〕

## 第4節 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができる

起きてはならない最悪の事態

### 4-1 エネルギー供給機能の長期停止

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)災害時エネルギー供給体制の整備</b></p> <p>災害時のエネルギー供給に関する事業者との協定は、電力、ガソリン、LPガスについて締結しています。必要に応じてこれらを強化あるいは見直しを行い、災害時のエネルギー供給が滞らない体制整備が必要です。</p>	<p><b>(1)災害時エネルギー供給体制の整備</b></p> <p>災害時のエネルギー供給事業者との応援協定について強化あるいは見直しを行います。また、村内のガソリンスタンドに対し、停電時でも給油が可能となる災害対応給油所整備事業への申請支援を行います。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時応援協定の強化</li> <li>○災害対応給油所整備事業への申請支援</li> </ul>
<p><b>(2)分散型エネルギーの推進</b></p> <p>停電などが長期化することで、応急活動や復旧活動に支障が生じることを防ぐため、再生可能エネルギー等を利用した分散型エネルギーの利用促進が必要です。</p>	<p><b>(2)分散型エネルギーの推進</b></p> <p>住宅用太陽光発電システム・蓄電システムの導入等、再生可能エネルギーの普及を促し、災害時でも多くの場所でエネルギーの確保ができるむらづくりを推進します。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電システム・蓄電システム設置補助事業</li> </ul>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
エネルギー供給事業者との協定締結数	総務係	4件	4件	
太陽光発電システム・蓄電システム設置補助件数	環境係	30件	40件	

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)水道施設の耐震化・老朽化対策の推進</b></p> <p>上水道の管路については、老朽管の更新と同時に耐震化を進めています。施設、配水池等も耐震化にも取り組んでおり、引き続きこれらの着実な実施が必要です。</p> <p>また、水道事業については、経営戦略とアセットマネジメント計画を策定しており、その着実な実行が必要です。</p>	<p><b>(1)水道施設の耐震化・老朽化対策の推進</b></p> <p>計画に沿って、必要な管路と施設等について更新を行いながら耐震化も推進します。同時に、水道事業が継続できるよう、経営戦略とアセットマネジメント計画を着実に実施していきます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○上水道管路更新事業</li> <li>○水道施設の維持・改修</li> </ul>
<p><b>(2)災害時の給水体制の確保</b></p> <p>災害時の飲料水の調達については、応援協定を複数の事業所と締結しています。また、庁内にも緊急浄水器を用意しており、これらの確実な運用が求められています。</p>	<p><b>(2)災害時の給水体制の確保</b></p> <p>災害時の応援協定については、今後さらに他の自治体との連携を検討し、強化に努めます。</p> <p>緊急浄水器等の運用については、今後さらに検討を行い、継続的に強化を図ります。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時応援協定の強化〔再掲〕</li> <li>○給水計画に基づく取組の実施</li> </ul>



脆弱性評価	施策
<p><b>(3)下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進</b></p> <p>本村の下水道施設のほとんどが現行耐震基準施行前の平成 17 年度以前に整備されたもので、耐震化率は 64.73% (R2 年度末) となっており、今後の耐震改修が求められています。</p> <p>また下水道管路については、管路調査を行いながら修繕を実施しており、計画的な調査と改修が必要となっています。</p>	<p><b>(3)下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進</b></p> <p>下水道施設については、計画的に耐震化や更新に努めます。</p> <p>また、下水道管路については、計画的に管路調査を実施しながら、適宜修繕を行い、その機能維持に努めます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道の地震対策計画等の検討</li> <li>○下水道管路本管修繕事業</li> </ul>
<p><b>(4)災害時の汚水処理体制の確保</b></p> <p>汚水処理の機能が停止した場合に備え、し尿の運搬について事業者と協定を締結しています。今後は、さらに災害時処理体制を充実させるため、マンホールトイレの備蓄や、浄化センターの自家発電等の設備の更新などを進める必要があります。</p>	<p><b>(4)災害時の汚水処理体制の確保</b></p> <p>し尿処理の事業者との協定について、さらに強化していくことを検討します。また、マンホールトイレの備蓄や、浄化センターの自家発電設備等の更新を進め、災害時の汚水処理体制の確保に努めます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時し尿処理事業者との協定強化</li> <li>○災害時のし尿処理</li> </ul>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
上水道の老朽管路更新率	上下水道係	15.18%	35.86%	
上水道施設の耐震化率	上下水道係	0%	6.81%	・主要配水池耐震診断、R7 実施予定 ・耐震化、R10 実施予定
下水道管の耐震化率	上下水道係	4.47%	4.76%	
下水道施設の耐震化率	上下水道係	64.73%	64.73%	

起きてはならない最悪の事態

4-3 基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価	施策
(1)災害発生時の道路交通の確保〔再掲〕	(1)災害発生時の道路交通の確保〔再掲〕
(2)災害に強い道路網の整備〔再掲〕	(2)災害に強い道路網の整備〔再掲〕
<b>(3)公共交通の機能維持</b> 村内の移動に利用できる交通手段は、村営バスと福祉タクシーなどがあります。災害時にも機能停止しないよう業務継続計画等の作成が必要です。	<b>(3)公共交通の機能維持</b> 村営バスや福祉タクシーなどが、災害時においても機能停止しないよう、業務継続計画等の作成を推進します。  <b>【主要な施策・取組】</b> ○業務継続計画等の策定 ○災害時応援協定の強化〔再掲〕

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
村営バスの業務継続計画の策定	総務係	H29年度策定	適宜見直し	

## 第5節 経済活動を機能不全に陥らせない

### 起きてはならない最悪の事態

#### 5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業活動等の停滞

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)企業の事業継続支援</b></p> <p>被災により村内事業者の活動が停止すれば、物流の停滞等により、災害からの復旧・復興が遅れる要因となります。そのため、災害時においても事業活動を継続できるよう事業者が事業継続計画を策定しておくことが必要です。</p>	<p><b>(1)企業の事業継続支援</b></p> <p>村内の事業所にはたらきかけ、災害時においても事業が継続できるよう、事業継続計画等の策定を促していきます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <p>○事業継続計画策定支援</p>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
事業継続計画の策定件数	総務係	調査中	策定支援1件	

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)食料等の備蓄の推進</b></p> <p>住民に対し、各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発をしていますが、引き続き家庭内備蓄の普及啓発を図る必要があります。</p> <p>また、住民の備蓄を補完するための村の備蓄について、適切な量の水と食料を迅速に提供できる体制を確保する必要があります。</p>	<p><b>(1)食料等の備蓄の推進</b></p> <p>住民自らが3日分の食料を備蓄することを基本とし、これを一層促進する取組を進めます。</p> <p>また、被害想定に基づいた量の食料・飲料水を備蓄し、迅速にこれらを提供する体制を構築するとともに、事業者との災害時の物資の供給に関する協定等の締結に引き続き取り組んでいきます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭や地域における備蓄の推進</li> <li>○事業所との物資供給に関する協定の締結強化</li> </ul>
<p><b>(2)災害時の給水体制の確保〔再掲〕</b></p>	<p><b>(2)災害時の給水体制の確保〔再掲〕</b></p>

脆弱性評価	施策
<p><b>(3)農業生産基盤の整備</b></p> <p>農業従事者の減少・高齢化が進み、耕作放棄地は増加しており、災害時においても農産物が安定供給できるように、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る必要があります。</p>	<p><b>(3)農業生産基盤の整備</b></p> <p>農業生産基盤の維持のため、農業用施設・設備の維持及び長寿命化・耐震化等を促すとともに、農業地域の保全、用排水路の整備、営農活動の支援等を実施し、総合的に農業生産の機能維持を図ります。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多面的機能支払事業</li> <li>○中山間地域等直接支払事業</li> <li>○農業次世代人材投資事業</li> <li>○人・農地問題解決加速化支援事業</li> <li>○農地中間管理事業</li> <li>○農業総合振興事業</li> <li>○県営かんがい排水事業</li> <li>○県営中山間総合整備事業</li> <li>○県営水利施設等保全高度化</li> <li>○農地耕作条件改善事業</li> <li>○村単用水路改修工事</li> <li>○村単排水路改修工事</li> <li>○林道整備事業</li> </ul>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
飲料水の備蓄量	総務係	2L×600本	2L×600本	
食料の備蓄量	総務係	8,880食	10,000食	
耕作放棄地面積	農政係	71ha	71ha	
認定農業者数	農政係	75人	75人	

## 第6節 二次的な被害を発生させない

起きてはならない最悪の事態

### 6-1 土砂災害による二次災害の発生

脆弱性評価	施策
(1)土砂災害の防止〔再掲〕	(1)土砂災害の防止〔再掲〕
(2)災害を防ぐ森林の整備〔再掲〕	(2)災害を防ぐ森林の整備〔再掲〕
(3)危険箇所と避難方法の周知(土砂災害)〔再掲〕	(3)危険箇所と避難方法の周知(土砂災害)〔再掲〕

起きてはならない最悪の事態

6-2 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)有害物質の回収のための資機材の備蓄</b>                      災害発生後、危険物施設等からの危険物・有害物質の拡散・流出を防止するため、防災応急対策用資機材の備蓄が必要です。</p>	<p><b>(1)有害物質の回収のための資機材の備蓄</b>                      危険物施設からの危険物・有害物質の拡散・流出を防止するため、オイルフェンスをはじめとした防災応急対策用資機材の備蓄に努めます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○有害物質回収のための資機材の備蓄</li> <li>○危険物施設等応急活動</li> </ul>
<p><b>(2)危険物取扱の人材育成</b>                      拡散・流出した危険物・有害物質を、適切に処理できる人材の育成が必要です。</p>	<p><b>(2)危険物取扱の人材育成</b>                      危険物・有害物質の特性等を把握し、適切な処理ができる人材の確保するため、危険物取扱者等への講習会・研修会を実施します。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○危険物の取扱者等への研修</li> </ul>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
資機材の備蓄量 オイルフェンス 11φ×2m	環境係	3本	5本	
オイルプロッターゼット 2m	環境係	3本	5本	
オイルマット (小) 50 cm×25 cm×1.4 cm	環境係	90枚	110枚	
オイルマット (大) 50 cm×49 cm×1.3 cm	環境係	40枚	50枚	

起きてはならない最悪の事態

6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価	施策
(1)農業生産基盤の整備〔再掲〕	(1)農業生産基盤の整備〔再掲〕
(2)災害を防ぐ森林の整備〔再掲〕	(2)災害を防ぐ森林の整備〔再掲〕

起きてはならない最悪の事態

6-4 風評被害や信用不安が地域経済等へ甚大な影響を及ぼす事態

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)正確な情報発信による風評被害の防止</b></p> <p>大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。そのため、正確な情報を外部に向けて発信する必要があります。</p>	<p><b>(1)正確な情報発信による風評被害の防止</b></p> <p>村は、関係団体等と連携し、ホームページ等を通して災害に関する状況を正確に発信することにより、風評被害の防止に努めます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <p>○ホームページや SNS 等による情報発信</p>

重要業績指標 (KPI)

名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
ホームページ閲覧数	企画財政係	60,000件	63,000件	



## 第7節 被災した方々の日常の生活が迅速に戻る

### 起きてはならない最悪の事態

#### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)災害廃棄物の適切な処理体制の構築</b>            災害廃棄物を適切かつ迅速に処理することが、迅速な復旧へとつながります。災害時の廃棄物処理を適切に行うため、策定した災害廃棄物処理計画の適切な運用と、今後は必要に応じて見直しが必要です。</p>	<p><b>(1)災害廃棄物の適切な処理体制の構築</b>            策定された災害廃棄物処理計画が災害時に確実に運用されるよう、訓練等で確認し、必要に応じて計画の見直しを進めていきます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物処理計画の見直し</li> <li>○災害廃棄物の処理等に関する民間事業者との協定</li> </ul>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
災害廃棄物の処理等に関する民間事業者との協定	総務係	3件	3件	

起きてはならない最悪の事態

7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	施策
(1)災害に強い道路網の整備〔再掲〕	(1)災害に強い道路網の整備〔再掲〕
(2)災害発生時の道路交通の確保〔再掲〕	(2)災害発生時の道路交通の確保〔再掲〕
(3)緊急時の輸送体制の確立〔再掲〕	(3)緊急時の輸送体制の確立〔再掲〕

脆弱性評価	施策
<p><b>(1) 応急危険度判定等の速やかな実施</b></p> <p>大規模地震等により被災した住宅等の建築物については、被災建築物応急危険度判定により、その危険度の判定が求められます。そのため、応急危険度判定士等の有資格者を確保し、円滑に受け入れ、そして現場に派遣する体制づくりが必要です。</p>	<p><b>(1) 応急危険度判定等の速やかな実施</b></p> <p>現在応急危険度判定について、社団法人長野県建築士会飯伊支部と協定を結んでおり、災害時に速やかに判定ができるよう、体制づくりに努めます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害応急措置の協力に関する協定の強化</li> </ul>
<p><b>(2) 被災者のための住宅の確保</b></p> <p>住宅に甚大な被害が発生した場合、応急仮設住宅が必要となるため、その供給体制を構築しておくことが必要です。</p> <p>また、応急仮設住宅の代わりとして、利用可能な他自治体の公営住宅等の把握や、本村の村営住宅の整備が必要です。</p>	<p><b>(2) 被災者のための住宅の確保</b></p> <p>被災者の生活をより安定したものとすべく、応急仮設住宅を速やかに供給できるよう、関係機関と連携し供給体制を整備します。</p> <p>また、応急仮設住宅の代わりとして、利用可能な公営住宅等の把握と提供に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備します。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○応急仮設住宅の確保</li> <li>○村営住宅の維持管理</li> </ul>

脆弱性評価	施策
<p><b>(3)被災者の生活再建の支援</b></p> <p>被災者の生活再建のためには、各種行政手続き、そして生活基盤の確保も必要であり、そのため、迅速な行政手続きと経済的な基盤を得るための各種支援が必要となります。</p> <p>また実施体制確保のため、平時から職員の訓練等に努める必要があります。</p>	<p><b>(3)被災者の生活再建の支援</b></p> <p>被災者の負担をできるだけ減らせるよう、迅速な行政手続きと、経済的な基盤を得るための各種支援を実施します。</p> <p>また、罹災証明の発行システムの運用についての検討、各種制度の職員への周知・研修などに取り組みます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○罹災証明書の発行に関する研修</li> <li>○住屋被害認定に係る研修</li> <li>○被災者支援に向けた職員研修の実施</li> </ul>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
罹災証明書の発行に関する研修	税務係	1年に1回実施	1年に1回実施	

起きてはならない最悪の事態

7-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる  
事態

脆弱性評価	施策
<p><b>(1)地域の防災活動の支援</b></p> <p>避難生活等が長引いても地域コミュニティが崩壊しないように、自主防災組織等への支援を通し、地域における防災活動の担い手やリーダーの育成が必要です。また、平時の地域活動に防災活動の内容を入れ、住民の防災への意識向を高めていく必要があります。</p>	<p><b>(1)地域の防災活動の支援</b></p> <p>長引く避難生活等により地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、平時から自主防災組織への支援などを通し、地域における防災活動の担い手の育成に努めます。また、平時の地域活動に防災活動の内容を組み入れ、住民の防災への意識を高める取組を実施します。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織の支援〔再掲〕</li> <li>○自らつくる地域づくり事業〔再掲〕</li> <li>○防災訓練の実施</li> </ul>
<p><b>(2)地域活動の場の確保</b></p> <p>日頃の地域活動が、災害時の助け合いにつながるため、普段の地域活動の場の確保を支援することが必要です。また、集会施設が避難所となっている場合もあり、避難生活に必要な設備の維持更新に努める必要があります。</p>	<p><b>(2)地域活動の場の確保</b></p> <p>住民の地域活動の場を確保するため、公的施設の利用を促すとともに、集会施設等の維持に努めます。</p> <p><b>【主要な施策・取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○集会施設建設補助事業</li> <li>○集会施設エアコン設置事業</li> </ul>

重要業績指標 (KPI)				
名称	担当	現状(R2年度)	目標(R7年度)	備考
自主防災組織の結成率	総務係	100%	100%	再掲
防災訓練への住民の参加数	総務係	1,927人	2,100人	再掲

## 資料編

### 個別事業一覧

	施策名	個別事業名または取組名	交付金・補助金	担当
1-1	建物の耐震化	住宅・建築物耐震改修促進事業	住宅・建築物耐震改修総合支援事業	土木係
		家具転倒防止対策事業		総務係
		小学校法面防災工事		総務係 教育委員会
	危険な建物・構築物の管理	緊急空き家解体事業		環境係
1-2	初期消火体制の強化	自主防災組織の支援		総務係
		自らつくる地域づくり事業	自らつくる地域づくり事業交付金 集会施設建設事業等補助金	総務係
		消防訓練等の実施		総務係
	消防力の維持	消防団の訓練等の支援		総務係
		消防設備・備品の更新	消防防災施設整備費補助金	総務係
1-3	治水対策の推進	河川の維持・改修	県単河畔林整備事業 緊急浚渫推進事業 緊急自然災害防止対策事業	土木係
		治山事業		商工林務係
	危険箇所と避難方法の周知(水害)	防災マップの更新と配布	流域治水関係補助金	総務係
		住民参加の防災訓練の実施		総務係
1-4	土砂災害の防止	総合的な土砂災害の防止	緊急自然災害防止対策事業	土木係
	災害を防ぐ森林の整備	森林整備事業支援対策		商工林務係
		治山事業		商工林務係
		森林経営管理制度		商工林務係
		松林健全化推進事業（予防と駆除）		商工林務係
		ライフライン等保全対策（県事業）		商工林務係
		緊急自然災害防止対策事業		商工林務係
	危険箇所と避難方法の周知(土砂災害)	防災マップの更新と配布	流域治水関係補助金	総務係
住民参加の防災訓練の実施〔再掲〕			総務係	

	施策名	個別事業名または取組名	交付金・補助金	担当
1-5	行政情報伝達体制の強化	長野県防災業線無線の保守点検		総務係
		通信体制についての防災訓練の実施		総務係
	住民等への情報伝達の強化	防災アプリの構築		広報係
		SNS等を活用した情報発信		総務係
	住民や地域社会の主體的な避難行動の支援	住民参加の防災訓練の実施〔再掲〕		総務係
		災害時住民支え合いマップ作成事業		福祉係
避難行動要支援者名簿の更新			福祉係	
2-1	災害発生時の道路交通の確保	道路事業者との協定維持		総務係
		道路啓開の訓練		総務係
	緊急時の輸送体制の確立	ヘリコプター運用計画の推進		総務係
	災害に強い道路網の整備	道路整備事業	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 辺地対策事業 緊急自然災害防止対策事業	土木係
		橋梁整備事業	社会資本整備総合交付金（道路メンテナンス事業）	土木係
孤立予想集落での備え	孤立防止対策の推進		総務係	
2-2	自主防犯活動の促進	自主防災組織の支援〔再掲〕		総務係
		住民参加の避難訓練の実施〔再掲〕		総務係
	受援体制の強化	受援計画の見直し		総務係
2-3	災害時の医療体制の確保	救護所開設マニュアルの作成		総務課
		医療救護の応援協定の確認		総務課
2-4	災害時における感染予防対策の構築	災害時の感染予防対策の推進		保健衛生係
		感染症予防対策を踏まえた防災訓練の実施		保健衛生係
2-5	被災者の状態に応じた避難所の運営	避難所の設備等の整備		福祉係 子ども課 教育委員会
		福祉避難所運営マニュアル等の作成		福祉係
	健康維持のための体制整備	災害時の健康相談の実施		保健衛生係

	施策名	個別事業名または取組名	交付金・補助金	担当
3-1	行政の業務継続体制の整備	業務継続計画等の更新		総務係
		災害時に必要となる庁舎内設備の保守点検		総務係
	村職員の災害時対応力の向上	防災訓練の実施		総務係
		職員研修・講習会等の実施		総務係
4-1	災害時エネルギー供給体制の整備	災害時応援協定の強化		総務課
		災害対応給油所整備事業への申請支援		総務課
	分散型エネルギーの推進	太陽光発電システム・蓄電システム設置補助事業		環境係
4-2	水道施設の耐震化・老朽化対策の推進	上水道管路更新事業		上下水道係
		水道施設の維持・改修		上下水道係
	災害時の給水体制の確保	災害時応援協定の強化〔再掲〕		上下水道係
		給水計画に基づく取組の実施		上下水道係
	下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進	下水道の地震対策計画等の検討		上下水道係
		下水道管路本管布設事業		上下水道係
	災害時の汚水処理体制の確保	災害時し尿処理事業者との協定締結強化		上下水道係
災害時のし尿処理			上下水道係	
4-3	公共交通の機能維持	業務継続計画等の策定		総務係
		災害時応援協定の強化〔再掲〕		総務係
5-1	企業の事業継続支援	事業継続計画策定支援		総務係
5-2	食料等の備蓄の推進	家庭や地域における備蓄の推進		総務係
		事業所との物資供給に関する協定の締結強化		総務係
	農業生産基盤の整備	多面的機能支払事業	多面的機能支払交付金	農政係
		中山間地域等直接支払事業		農政係
		農業次世代人材投資事業		農政係
		農業総合振興事業		農政係
		農業用施設・農道整備	県営中山間総合整備事業 農地耕作条件改善事業 県営かんがい排水事業 県営水利施設等保全高度化 緊急自然災害防止対策事業	農政係 土木係
		林道整備事業		農政係



	施策名	個別事業名または取組名	交付金・補助金	担当
6-2	有害物質の回収のための資機材の備蓄	有害物質回収のための資機材の備蓄		環境係
		危険物施設等応急活動		環境係
	危険物取扱の人材育成	危険物の取扱者等への研修		環境係 総務係
6-4	正確な情報発信による風評被害の防止	ホームページや SNS 等による情報発信		企画財政係 農政係 商工林務係 観光振興係
7-1	災害廃棄物の適切な処理体制の構築	災害廃棄物処理計画の見直し		環境係
		災害廃棄物の処理等に関する民間事業者との協定		環境係
7-3	応急危険度判定等の速やかな実施	災害応急措置の協力に関する協定		総務係
	被災者のための住宅の確保	応急仮設住宅の確保		総務係
		村営住宅の維持管理		企画財政係
7-3	被災者の生活再建の支援	罹災証明書の発行に関する研修		税務係
		住屋被害認定に係る研修		総務係
		被災者支援に向けた職員研修の実施		税務係 総務係
7-4	地域の防災活動の支援	自主防災組織の支援〔再掲〕		総務係
		自らつくる地域づくり事業〔再掲〕		企画財政係
		防災訓練の実施		総務係
	地域活動の場の確保	集会施設建設事業		企画財政係
		集会施設エアコン設置事業		企画財政係

※公共事業の主な整備箇所については、別紙資料「公共事業の主な整備箇所一覧」を参照

---

## 豊丘村国土強靱化地域計画

令和3年3月

〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲 3120

豊丘村総務課総務係

---